

第7回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成28年9月9日（金） 午後2時00分～午後4時30分
 2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室（役場本庁前）
 3. 出席委員 【農業委員】（14人）
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、
11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好一、
【推進委員】（7人）
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、5番 篠田 博、
6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
（事務局 山本）
 4. 欠席委員 【農業委員】なし
【推進委員】なし
 5. 議事日程
 - （1）出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - （2）議案第1号 農地法第3条許可申請（1件）
議案第2号 農地法第5条許可申請（1件）
議案第3号 非農地証明願について（3件）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - （3）その他の討議・報告事項について
 - ①高知県都市計画課及び中村河川国道事務所より高速道路のルート説明
 - ②幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構
・不動さん合同公売会について
- その他
- ①平成28年度こうち女性農業委員ネットワーク地区別交流会
・平成28年9月28日（水） 10時30分～11時30分「中村プリンスホテル」
 - ②平成28年度農業委員研修会
・平成28年9月28日（水） 13時～16時 「中村プリンスホテル」
 - ③平成28年度農地パトロールについて

事務局 定例会に際しまして、事務局より本日の議案日程について説明させていただきます。
本日は高速道路のルート説明について午後3時頃より高知県都市計画課及び中村河川
国道事務所の方より説明がありますので、議案第1号から4号までを済ませた後、
（3）その他の討議・報告事項の②番を先に説明した後、その他の①～③を説明し、
その後に、（3）その他の討議・報告事項の①高知県都市計画課及び中村河川国道事務
所の高速道路のルート説明と言う流れで進めていただきたいと思います。それでは議
事の方を会長にお願いします。

議 長 それでは只今より第7回農業委員会9月定例会を開催したいと思います。

本日は全員出席ですので本日の会は成立いたします。

本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。本日の議事録署名人は1番小谷健児委員と13番松本昌子委員の両名にお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第1号農地法第3条許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号の農地法第3条許可申請について説明を致します。議案書の1ページをご覧ください。譲り渡し人及び譲受人は議案書記載のとおりです。

申請地は黒潮町入野字西松崎 2596 番、畑、628 m²です。理由として譲受人の要望であり自宅に近い農地であり取得して耕作したいと言うことです。3ページから8ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し7ページの現況写真で説明した)

8ページの農地法第3条調査書を説明しますので8ページを開けていただけますか。この調書の左側の項目が重要でしてこれをクリアしていないと3条の許可申請は許可できません。

農地法第3条の第2項1号ですが、全部効率利用されています。農作業従事者は本人と父母です。2号、3号は適用ありません。第4号は年間220日ですので150日以上ですので問題ありません。5号は下限面積の30aを超える46aですので問題ありません。

6号は該当しません。7号の地域調和ですがラッキョウを植えるので、周辺農地には特に影響はないと判断します。農地法第3条調査書については各号に該当しないため3条許可申請は適当であると考えます。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当の委員さんより説明をお願いします。

堀野委員 先日、事務局と一緒に現地確認をしましたが、現在ラッキョウを植える準備をされていて、農地取得後も耕作して頂ける方ですので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の調査の説明が終わりましたが、質問を受けたいと思います
これについて何かございませんか。

(異議なし)

議 長 他に意見はありませんか。無いようでしたら賛成される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 議案第1号農地法第3条申請の1番は承認されました。

続まして議案第2号の農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号の農地法第5条許可申請を説明しますので、再度1ページをご覧ください。1番の譲渡人及び譲受人の住所と氏名は議案書記載のとおりです。

申請地は黒潮町入野字南ヒジリ 3401 番 2、田、1,352 m²です。

申請理由は駐車場、資材置場及び従業員の福利厚生施設として使用したいと言うことです。

尚、この土地を必要とする理由については、市場で水揚げされた魚を仕入れて、県内、県外の中央卸市場まで運ぶ水産卸業ですが、現在の駐車場が、中型トラック3台

しか駐車できなく、他のトラックや従業員の車は〇〇〇〇港や〇〇〇〇市場に駐車しなければならず距離があり不便で困っているということと、従業員の中には夕方くらいから大阪まで荷物を運んで次の日の昼に帰ってくることもあり、自宅から離れている人も居るのでシャワーや食事等をし、休憩する場所を構えて疲労意欲や能率の向上を図る為の他に、資材置場としても使用しスムーズな出荷を可能にして仕事の効率化を図りたいと言う事です。

9 ページから 18 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 14～18 ページの現況写真で説明した)

尚、この土地は大方改道路工事と土佐くろしお鉄道に挟まった土地であり、平成 26 年 1 月 9 日の定例会において農地の嵩上げをする形状変更届が提出されている土地であり、既に盛土がされています。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の調査説明をお願いします。

堀野委員 事務局が詳細に説明してくれましたので特にありませんが、申請地は先日事務局と確認していますが、住宅地からも離れており隣接農地もありませんので、問題ないと思います。

議 長 担当委員の調査説明が終わりましたが、この件について質問、意見はありませんか。
(質問・意見なし)

議 長 意見がないようですので、議案第 2 号の農地法第 5 条許可申請の 1 番について承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 2 号の農地法第 5 条許可申請の 1 番については承認されました。

続いて、議案第 2 号の農地法第 5 条許可申請の 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 2 号の農地法第 5 条許可申請の 2 番を説明しますので、再度 1 ページをご覧ください。2 番の譲渡人及び譲受人の住所と氏名は議案書記載のとおりです。

申請地は黒潮町佐賀字林ノ下タ 1267 番 1、田、395 m²です。

理由は現在、借地で資材置場として使用している土地を返さなくてはいけなくなり、別途資材置場が必要となったためと言う事です。

19 ページから 27 ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し 25～27 ページの現況写真で説明した) 50～60cm 盛土をしますが隣接農地の同意書は取れています。

事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の調査説明をお願いします。

濱口委員 事務局と現地確認をしましたが、事務局が詳細に説明してくれましたので特にありませんが、隣接農地の同意も取れていますので問題ないと思います。

議 長 担当委員の調査説明が終わりましたが、この件について質問、意見はありませんか。
(質問・意見なし)

議 長 意見がないようですので、議案第 2 号の農地法第 5 条許可申請の 2 番について承認

される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 議案第2号の農地法第5条許可申請の2番については承認されました。

続いて、議案第3号の非農地証明願について2件ありますので、1番から順に事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号の非農地証明願を説明しますので、2ページの方をご覧ください。2件ありますが1番から説明します。願出人は議案書記載のとおりです。願出地は黒潮町佐賀字シロザイ1504番1、畑、89㎡です。

願出理由は昭和59年3月31日、耕作を放棄し、平成18年隣地の1501番2に住宅を建築、現在までその住宅の庭先として使用しているということです。

28ページから33ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し32～33ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように、住宅の庭となっていますので、農地には復元することが困難と判断します。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、続いて担当委員の説明をお願いします。

濱口委員 先日、事務局と現地確認しましたが、現況は事務局の説明のとおり庭として使用していますので非農地として認めて良いと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。

(異議なし)

議長 議案第3号の非農地証明願の1番について承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 議案第3号の非農地証明願の1番は承認されました。

続いて2番を事務局より説明願います。

事務局 それでは再度2ページを開けて下さい。願出人は議案書記載のとおりです。願出地は、4筆あります。①黒潮町出口字根首578番、畑、416㎡、②同所、同字、579番1、畑、148㎡、③同所、同字、579番2、畑、148㎡、④同所、同字、581番、383㎡、の計4筆の畑で1,095㎡です。

願出理由は、昭和65年代から耕作を放棄し、現在は〇〇建設の資材置場の進入路として使用しており、農地に復元することは困難ですと言う事です。

34ページから39ページに位置図及び航空写真、切図等を付けていますのでご覧ください。

(位置図及び航空写真で現地を説明し、切図等で確認し38、39ページの現況写真で説明した)

現況写真を見ていただければ分かるように先月も非農地証明願が提出された案件と隣接している農地です。現在は〇〇建設の資材置場への通路となっていますので非農地として認めて良いと判断します。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

福井委員 先日、吉尾会長と現地を見てきましたが事務局の言うように先月の案件と隣接した所であり、資材置場の通路となっている土地ですので農地として耕作はできないと思

いますので認めて良いと思います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質問、意見はありませんか。
(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 3 号の非農地証明願 2 番は挙手全員により承認されました。
続いて議案第 4 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 それでは本日配布した A4 の横開きの資料をご覧ください。9 月 12 日に公告する予
定となっておりますが、整理表を見て下さい。(整理表を読み上げて説明した) 事務局
からは以上です。

議 長 これは利用権の設定でありますので問題ないと思います。質問・意見はございませ
んか。
(異議なし)

議 長 承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 議案第 4 号の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定については挙手全員により承認されました。

続いて、(3) その他の討議・報告事項の②幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管
理機構の不動産合同公売会について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは説明をしますので、本日配布している資料をご覧ください。

本来なら幡多広域市町村圏事務組合の租税債権管理機構の方に来ていただいて説
明していただく訳ですが、事務局の方で説明します。

(資料に基づき説明した)

尚、住民の方から問い合わせがあった場合には資料の方に電話番号が記載されてい
ますが、幡多広域市町村圏事務組合の租税債権管理機構の方に問い合わせすように願
いします。事務局からは以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件について質問はありませんか。

伊芸委員 別添資料の黒潮町入野の土地はどこになりますか。

事務局 早咲の県営圃場整備地であり、国営早咲団地寄りの所です。

尚、今後予定している全員による農地パトロールの時に現地確認をしたらと思いま
す。

議 長 その他質問、意見はありませんか。無いようでしたらその他の件が 3 件ありますの
で事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、その他の①及び②について説明します。議案書の表紙に日時及び場所を
記載していますが、本日配布している資料をご覧ください。

平成 28 年度こうち女性農業委員ネットワーク地区別交流会が平成 28 年 9 月 28 日
(水) の 10 時 30 分～11 時 30 分までありますので、女性農業委員の方は出席をお願
いします。続いて、②平成 28 年度農業委員会研修会ですが、こちらも同日になりま
すが、13 時～16 時まで「中村プリンスホテル」でありますので全員の出席をお願い
します。尚、女性農業委員の方は午前中からですので自分の車で会場に出席して下さ

い。その他の方は町のマイクロバスを用意していますので、本庁駐車場を12時30分に出発しますので、時間に遅れないようにお願いします。

当日は本日配布した「2016年度農業委員会業務必携」の冊子を資料として使いますので忘れないようにお願いします。マイクロバスを利用される方は当日渡すようにします。尚、当日出席できない方は事前に事務局の方まで連絡をお願いします。

事務局からは以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、皆さんよろしいでしょうか。

都合により当日出席出来ない方は事務局の方へ連絡していただきたいと思います。

続いて③平成28年度農地パトロールについて事務局の方より説明をお願いします。

事務局

それでは本日配布した資料をご覧ください。先月の定例会で9月の21日(水)に決定した全員による町のマイクロバスでのパトロールを計画しました。

集合場所は大方あかつき館に午前9時集合です。日程については資料のとおりです。

尚、当日は弁当を注文しますので参加出来ない方は事前に事務局まで連絡をお願いします。又、担当地区ごとの耕作放棄地調査(農地利用状況調査)についても別添資料に記載していますので、都合の悪い方は事務局まで連絡をお願いします。

事務局からは以上です。

議 長

事務局より説明がありましたが、この件について意見、質問はありませんか。

無いようでしたらここで休憩をしたいと思います。休憩後は(3)その他の討議・報告事項の①高速道路のルート説明をしていただくこととします。

《 休憩 》

事務局

それでは、これよりの進行は事務局の方で進めさせていただきます。その他の討議・報告事項①について事務局より説明します。

現在、四国横断自動車道の佐賀一四万十間建設が計画されているところですが、高速道路の建設を行う場合、農林水産省構造改善局長通知に基づき、道路建設事業者は、都道府県の農業担当部局に意見照会を行う必要があります。

昨日、9月8日付で高知県土木部長から高知県農業振興部長宛てに「道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」意見照会が行われたところです。

それを受け、高知県農業振興部長から、黒潮町長及び農業委員会会長宛てに文書で意見照会があり、この回答に関する事項を検討するものです。

高知県農業振興部は、地域農業振興施策の推進状況を検討して回答する事とされていますが、県農業振興部も各市町村の農業振興施策をすべて把握している訳ではありませんので、県農業振興部の検討の一環として道路計画に対する黒潮町農業委員会として、この道路計画が農業上の土地利用との調和の確保と言う点において、特に問題が無いかどうかをご審議していただくものです。

本日は、国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所及び高知県土木部都市計画課、にお越しいただいていますので、具体的な道路計画や今後の計画スケジュールについて後程、説明をしていただきます。

尚、本日は高知県道路課及農地・担い手対策課、町まちづくり課の方にも出席していただいています。

審議の方向性ですが、今回の意見照会は行政機関としての農業委員会に照会があったものですので、今回の道路計画が行政的な視点で地域農業施策推進上で問題が無いかを確認していただくと言う事になりますので、道路事業、公共事業への個人的な思い等については、別の立場で表明していただくこととし、今回は、道路計画地内で、補助金が入った大きな農業振興施策があるのか無いのか、又、そういった物を予定しているかないかを確認していただきたいと思います。

尚、本農業委員会から県への意見回答については、次回定例会 10月6日（木）の翌日に当たる 10月7日までの回答を求められていますので、本日は各機関の道路計画説明を受け、議決は次回定例会でいただきたいと考えています。

次回定例会には、中村河川国道事務所及び県土木部都市計画課の出席はありませんので、計画内容に疑問等がありましたら、本日の内に質問をお願いしていただきたいと思います。尚、本日配布する資料は説明会終了後に回収しますので持って帰らないようにお願いします。次回定例会での議決後は、町長と連盟で文書回答を行いたいと考えています。

それでは各機関の説明をお願いします。最初に中村河川国道事務所の方より説明をお願いします。

中村河川国道事務所

本日は四国横断自動車道 佐賀四万十間の都市計画関係につきまして、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

私は、国土交通省中村河川国道事務所調査課で専門官をしております東條といいます。よろしくをお願いします。

それでは早速ですが、都市計画決定にあたりましての道路事業概要等について、簡単にご説明させていただきます。

なお、お手元に国土交通省からの資料を5枚配付させていただいていますが、まだお見せできるものではございませんので、この会議終了後に回収させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、現在の四国における高速道路の8の字ネットワークの状況です。丸で表示されている区間が、ミッシングリンクと呼ばれている未事業化区間です。四国の南東部と南西部に多く残っています。8の字ネットワークは全延長810kmのうち平成28年3月末時点で、開通済みの割合は71%となっています。

今回ご説明させて頂くのは、この中の佐賀四万十線21.9kmの区間となります。みなさんご承知のことと思いますが、平成24年12月に中土佐インターから四万十町中央インターの間が開通しまして、高知県西南地域にとって最大のネックであった久礼坂を通らなくてよくなりました。実際の時間以上に高知市が近くなったと感じていただいているのではないかと思います。

そして、平成30年度には四万十町西インターから拳ノ川インターまでの片坂を回避する6.1kmの高速道路が開通する予定です。それから数年後には黒潮町佐賀まで一気に繋がることを目標に、現在、設計、用地買収、工事等を進めているところです。

一方、中村宿毛道路についても、平田インターから宿毛インターまでの7.6kmが平成31年度には開通となる見通しです。

今回は、その間の黒潮町佐賀から四万十市右山の四万十インターまでの間、約22kmを都市計画決定しようとするものです。

次に道路の種類等の諸元です。

車線数は完成2車線、設計速度は時速80キロとしています。料金は無料の高速道路であります。

道路の幅員構成についてご説明します。

全幅員は12mとし、車両が通行する車道幅は片側3.5mずつとしています。中央にコンクリート製の防護柵を設けまして、対向車両との正面衝突が起きないように、より安全な構造としています。この幅は、通常区間、橋梁区間、トンネル区間とも同様としています。

次に事業の目的についてお話しさせていただきます。

一つは防災機能の強化、災害に強いまちづくりを支援することです。南海トラフを震源とする巨大地震が近い将来必ず起こるであろうと予測されており、各自治体でも災害に強いまちづくりを積極的に進めているところですが、この道路は災害のときには国道56号の代替機能を発揮し、救命・救急、災害復旧活動などを支援するものです。また、集落に近いところを通りますので、津波発生時の避難場所などにも活用でき防災拠点とも連携・連絡できる機能を併せ持ちます。

二つ目に安全・安心な医療アクセスを確保することです。高知県西南地域には第3次医療施設がなく2次医療施設で対応不可能な重症の患者さんは高知市まで搬送されることとなります。現在の国道56号は線形の悪い区間も多く、急カーブやブレーキ操作によって搬送される患者さんに多くの負担がかかっている状況です。この道路ができることにより病院までより早く、そして患者さんへの負担もできるだけ軽減できるようになります。

三つ目に観光地の活性化・交流人口拡大への寄与です。幡多地域には四万十川、足摺岬、柏島など魅力ある多くの自然観光資源があります。それらを活かした地域の活性化や、すでに効果も現れ始めているスポーツ合宿などの交流人口の拡大、日本を訪れる外国人の観光などに大きく寄与することを目的とした道路であります。

次にルートの概要と考え方について簡単に説明します。

お手持ちの資料の1枚目をご覧ください。

右が黒潮町の佐賀インターで左が四万十インターになります。途中の上川口、入野、古津賀に新たなインターができます。当地域は平地が少なく、急峻な地形であることから、少し山側に寄るとトンネル構造になって事業費が嵩むだけでなく、防災拠点との連携・連絡もできなくなります。

また、比較的低い山には神社や墓地などがあります。そして、先ほど申し上げましたが救急患者さんの負担を軽減できるよう、できるだけ緩やかなカーブで設計してい

ます。そういうことから、先祖代々の貴重な農地や圃場整備箇所を全て避けることはできません。

黒潮町においても一部の農地や県営・国営の圃場整備がかかることとなります。有井川、上川口の為の川、蜷川、浮津の東分川の部分については、川があるので橋で越える計画となっています。

上川口インターから西へ向かうとゴルフ場や神社、墓地、くろしお鉄道などがあって、どうしても県営の浮鞭地区圃場整備および国営のヤモウヂ団地圃場整備に掛かってしまいます。

また、早咲の集落を避けて錦野団地およびその上にある集団墓地を避けると、県営の大方中央地区圃場整備箇所および国営の早咲団地圃場整備箇所に掛かります。

次に大方インターを越えて緑野団地の上を通りますが、この部分はトンネルになります。

トンネルは田の口小学校の裏の山側に出てきますが、ここで県営の田の口地区圃場整備の一部を盛土で通過する計画となっております。

では、続きまして個別箇所との位置関係や現況機能の確保について説明します。

お手元の資料の2枚目をご覧ください。これが、浮津の農地、県営の浮鞭地区圃場整備および国営のヤモウヂ団地の拡大図になります。

申し訳ありませんが、先ほどの全体ルート図とは左右が逆になりますのでご容赦ください。真ん中やや上のところに土佐くろしお鉄道の浮鞭駅があります。浮津の農地および県営の浮鞭地区圃場整備箇所は盛土構造となります。浮津の農地箇所は町道が道路より低いため、高速道路の盛土下に函渠を造って、下をくぐって行き来できるように機能を回復します。また町道湊川線については橋で越える予定です。右側にオレンジ色で着色しているのが、国営のヤモウヂ団地になります。

3の箇所は圃場整備箇所が高速道路より高いため、道路の上に橋を架けて連絡道路を確保します。

4の箇所は圃場整備箇所が高速道路より低いため、道路の下に函渠を造って、下をくぐって行き来ができるように機能を回復します。

続いて3枚目の資料をご覧ください。県営の大方中央地区の圃場整備箇所になります。

左上に国道56号が走っています。この箇所は盛土で通過することになります。

交差道路については5、6、7に示しているように高速道路の盛土の下に函渠を造って南北の行き来を確保します。ちなみに7番の県道大用大方線との交差部では、高速道路の路面は県道の路面より約10m高くなります。

続いて4枚目の資料をご覧ください。国営の早咲団地の図面です。9の箇所は圃場整備箇所が高速道路より低いため、道路の下に函渠を造って、下をくぐって行き来できるように機能を回復します。

10の箇所は圃場整備箇所が高速道路より高いため、道路の上に橋を架けて連絡道路を確保します。

続いて最後の5枚目の資料をご覧ください。県営の田の口地区の圃場整備箇所になります。田の口小学校の裏山でトンネルを抜けて、国道56号から見て奥側を盛土で通過します。これ以上山側になると長いトンネル構造になるのでどうしても一部を掛けさせてもらう必要があります。

図面では判りづらいと思いましたが、別の場所ですがイメージ写真を紹介します。左が函渠のイメージです。高速道路の方が既存の道路より高いところを通るため、その下をくぐって行き来できるように、このような函渠を造ります。

右が跨道橋のイメージです。高速道路の方が既存の道路より低いので、その上を渡って行き来できるように、このような橋を架けることとなります。

以上で国土交通省からの説明を終わります。ご静聴ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

続きまして、高知県都市計画課より説明をしていただきまして、その後で質疑に入りたいと思います。

高知県都市計画課

高知県都市計画課からは、都市計画決定の手続きについてご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

このたび、幡東都市計画道路（佐賀四万十線）の都市計画決定を行うための原案を作成しましたので、農業上の土地利用との調和の確保及び農業振興施策の円滑な推進の観点から、都市計画との調整を図るために、今回、農業委員会でお諮りします。そして、次回、10月6日に開催される農業委員会でご回答いただくこととしております。

次に、作成しました都市計画原案の縦覧を10月14日から28日まで、高知県都市計画課及び黒潮町まちづくり課で行います。

また、この原案の縦覧期間にあわせて、住民説明会を佐賀地区と大方地区で行います。佐賀地区は、10月19日に黒潮町総合センターで、また、大方地区は10月20日に保健福祉センターで開催する予定です。その後、公聴会での意見公述の申込みがあった場合は、佐賀地区と大方地区で公聴会を開催します。佐賀地区は、11月9日に黒潮町総合センターで、大方地区は、11月10日に保健福祉センターで開催する予定です。

公聴会の後は、地元自治体である黒潮町に、本計画案に対する意見を求め、11月18日に黒潮町都市計画審議会でご審議いただく予定です。

また、国土交通大臣へも事前協議としまして、11月22日までにご意見をいただく予定です。

そして、11月24日から12月8日までの間、都市計画案の公告・縦覧を行います。住民の皆さまからの意見書が提出された場合、そのご意見も併せて、12月22日の高知県都市計画審議会でご審議いただきます。

その後、国土交通大臣の同意を得て、都市計画の告示を行い、都市計画が決定する、という流れになります。

ただし、資料に記載しております日程につきましては、あくまで予定ですので、変更となる可能性があることをご了承ください。

以上で、都市計画決定の手続きに関する説明を終わります。

事務局

はい、ありがとうございました。説明をしていただきましたが平面図の方が小さいので詳しいことはわからないのですが、この図面を見る限り住宅地と近く防災面を考慮し、墓地等も避けてゆるやかな曲線道路となるように計画されていることが分かりました。その中で私たちが考えていかなければならないのが農地です。農地を横断する道路計画ですので、このルートで問題ないかを検討していかなければならないのですが、質問はないでしょうか。

中村河川国道事務所及び高知県都市計画課からの説明が終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。どなたかございませんか。

小谷委員

四万十市までトンネルは何箇所あるのでしょうか。

中村河川国道事務所

確認してから回答するようにします。

伊芸委員

圃場整備地でハウスの補助金を現在も支払っているのはどういうことになりますか。

中村河川国道事務所

そういう所は用地買収させていただきます。

伊芸委員 残った所も買収していただきますか。

中村河川国道事務所

残地については買収しません。

伊芸委員 国の事業でやったハウスが買収に係る場合はどうなります。

中村河川国道事務所

買収させていただきます。

伊芸委員 浮鞭駅の鉄道の上側が現在でも鉄道があるために竜巻が起こっているのですが、ここに道路つくられたらますます竜巻が起ると予想されますが、このような場合はどうしますか。

中村河川国道事務所

そういう細かいことはこれからもできますので調整させていただきます。

農地、学校、神社、墓地等は出来るだけ避けて計画し津波の防御も考えて盛土構造として今のルートを考えていますので協力をお願いしたいと思っています。

尾崎委員 これは正式なルートでないということですか。

中村河川国道事務所 基本的には都市計画の原案として県の方には提出しているのですが、一般の方にはまだ公開していませんので回収をさせていただきたいということです。

尾崎委員 私の聞いているのは、先ほど正式なルートが決まったらと言っていましたのでこれは正式なルートではないのですかということですか。

中村河川国道事務所 正式なルートが決まるのは来年の3月までに告知、告知がされると意見を聞きながらルート確定をします。

尾崎委員 このルートは確定ではないということですね。

中村河川国道事務所 確定でないと言えば確定ではないですが素案の状態です。

私どものとしてはこのルートでご理解をお願いしたいと思っています。

伊芸委員 これが出たら自分は反対する。盛土をされたら自分の所は完全に池になる。

中村河川国道事務所 そう言うこまかい所はこれからの設計の中で調査していきます。

要望、意見を聞く場所は他にもありますので排水及び道路等も考えていきます。

事務局 10月19日に佐賀で説明会、10月20日に大方での説明会があるので、本日は農業委員としての意見ですので細かい所はそちらで言って下さい。

中村河川国道事務所 今、お示ししているのは最低の道路幅で示していますので、他に道路がほしいと言うのであれば買収も考えていきます。あくまで都市計画上の素案であります。事業化されれば予算が付き、設計及び用地買収と進んでいきますが、今は予算がない状態であり早く事業化に進めて行き設計の中でやって行きたいと思っています。

伊芸委員 この話は新規就農者の農家の意見は。そう言う所の代替地は考えていますか。

中村河川国道事務所 当然どの事業でも代替地は考えています。町に間に入ってください調整しながら進めていきます。一方的に進めるのではなく要望等を聞きながら進めていきます。

吉尾会長 農業委員会として、なかなか意見を出すことは出来ないと思うのですが、地権者の方に言うことは出来ないと思いますが、ここで賛成、反対の意見は出せませんので地権者の方の同意の話になると思いますが。

中村河川国道事務所

当然住民説明会では色々な意見が出されると思います。住民説明会では 1000 分の 1 の明確な図面を示しますので、都市計画の手続き中で、農地については、農業委員会となりますので無理を承知でご理解をお願いしている所です。

事務局 黒潮町としては県営及び国営農地を通るのでなかなかハイとは言えないと思うのですが。

吉尾委員 地権者との問題と思いますが、農業委員会としてその土地所有者に対しては言えませので、高速道路はみなさんが作っていただきたいと言う要望があるのですが、要は地権者の方との話になると思います。

中村河川国道事務所

地権者の方には親切、丁寧に説明させていただきご理解を得たいと思っています。

事務局 個別の話としては工事をする方が用地買収はしていきますので、農業委員会としてはこのルートで国営、県営のどこかを通らなければ道路として繋がらないのでこのルート上で問題になる所はないかとの意見を出すことが求められています。

中村河川国道事務所

最初にも説明しましたが、農業委員会の意見と言うのは農業振興の立場でのことですので、ここを通るどこを通ると言うのではなく農業振興施策と言うことをご理解して頂きたいと思います。

伊芸委員 農地を取られるのは一等地ですので、農地を守り就農者を守らなければならない立場の農業委員会だが、国がすることですので農家は泣かないかん。

吉尾委員 農業者の方でも道路として買収して頂きたいと言う方もいればハウスを取られたくないと言う方もいると思う。

伊芸委員 農業委員は農地を守っていかに就農させるか、耕作放棄地をいかに解消していくかが農業委員ですのでそのことは分かっていたきたい。道路を作ることが目的でないということをおわかって頂きたい。

中村河川国道事務所

私も農家なので承知しています。

現在は一般の方に示してないので、示したらいろいろな意見がでると思います

事務局 次のページには早咲の県営、国営を通るルートとなっています。

吉尾会長 次の委員会で審議するとして農業委員会の意見を出すことしたいと思います。

尾崎委員 10月の19日の住民説明会では国の説明だけですか。説明会の場所はどこですか。

中村河川国道事務所 説明だけでなくその場の意見の場を作ります。

村越 10月19日は佐賀総合センター、10月20日は福祉センター大ホールで開催します。尚、広報等で示します。

事務局 その他ありませんか。次の10月6日の定例会で決定することになりますが、次回の会には中村河川国道事務所及び高知県都市計画課の方は出席しません。又、本日の資料もありませんので聞きたいことは本日聞いておいて下さい。

平野委員 盛土の所と鉄道はどちらが高いですか。

中村河川国道事務所 津波対策を考えていますので盛土の方が高いです。

金子委員 上川ロインターの近くに橋梁が出来るのですが、地下水に支障がでると思うのですが、その場合の調査はして頂けますか。

中村河川国道事務所 地下水調査が必要であればやります。

事務局 会長どうでしょうか。次回の定例会で結論を出すということになっているのですが、本日の会である程度方向を示していた方が次回の会では資料も無い状況での話合いとなるので良いと思うのですが。

会 長 農業委員会の方向性としては賛成ということによろしいですか。

伊芸委員 次の定例会では賛成、反対を出すのですか。農業委員会として意見を言うても国の事業に対して反対はできないのではないかな。

事務局 農業委員会としては賛成して、住民説明会では個人としていろいろ意見を出す方向で行くこととなると思います。

会 長 公共の事業であり農業委員会としては協力をしますが、地権者及び住民に対して納得のいく説明、補償をしていただくことが農業委員会としての要望です。

中村河川国道事務所

当然、親切丁寧に説明をさせていただきますし、対応等も十分させていただきます。

会 長 農業委員会としては反対はしないということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

会 長 次回の定例会で議案として上げますが農業委員会としては今言ったとおりで協力させていただきます。

中村河川国道事務所 最初に質問のありましたトンネルの数は8本です。

事務局 資料は回収します。

会 長 以上で終わります。

本日は長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会とします。

(午後4時30分終了)

議事録署名人 (署名・捺印)

議長

委員

委員